インターネット請求を行う介護事業所等の皆様へ

介護給付適正化事業における確認票等の送付について

確認票等の送付方法の変更について

- これまで本会からお送りする「確認票」「審査結果」は紙媒体で送付しておりましたが、**令和7年10月送付分から、原則、インターネット請求を行っている介護事業所等へは、介護電子請求受付システム※へアップロードいたします。**
- なお、確認票の回答方法(FAX)については、変更はございません。
- 代理人請求の場合、代理人様におかれましては、該当事業所へ展開していただきますようお願いいたします。

※電子請求受付システムでは「お知らせ」に表示され、ログインすることで確認できます。
また、国保中央会の伝送通信ソフトをご利用の事業所様におかれましては、伝送通信ソフトの「連絡文書」で受信（取得）が可能です。
その他、市販の伝送ソフトをご利用の事業所様におかれましては、ソフトメーカーにご確認ください。

（参考）確認票取得方法記載マニュアル

- 介護電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)

  「1.2.基本操作」⑧添付ファイルのダウンロード方法　または

  「2.状況照会及び通知文書取得」をご覧ください。

  ※代理人の方は「代理人申請電子請求受付システム」ではなく「介護電子請求受付システム」から取得し、該当事業所へ展開してください。

  取得するファイルはzip形式です。

  解凍(展開)してから操作するよう、ご留意ください。

- 国保中央会介護伝送ソフト　伝送通信ソフトマニュアル

  「2.5.連絡文書を受信したら」をご覧ください。

  取得するファイル形式は

  「解凍後保存」を選択した場合、PDF形式となります。(そのまま使用できます。)

  「保存」を選択した場合、zip形式となりますので、解凍(展開)してから操作するよう、ご留意ください。

（参考）介護給付適正化事業とは

- 介護給付適正化事業については、国、都及び区市町村の連携において、各区市町村が介護給付の適正化対策として、縦覧審査等を実施しています。
- 本会では保険者から事務を受託し、一部の適正化事業を行っております。

（参考）厚生労働省「介護給付の適正化について」より抜粋

> ○　介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

◆ 本会での適正化事業（確認票送付対象）はホームページの以下のメニューに記載しています。

https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing office/request screening1.html

◆ 適正化事業含む、過誤申立についてはホームページの以下のメニューに記載しています。

https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing office/request adjustment.html

〈問合せ先〉介護福祉部　介護保険課　　03-6238-0207（直通）